

角田市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和5年3月28日

角田市監査委員 南部 信 一

角田市監査委員 湯 村 勇



角 監 第 5 7 号
令和5年3月22日

角田市長 黒須 貫 殿

角田市監査委員 南部 信一
角田市監査委員 湯村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

自治センター（角田、横倉、小田、藤尾、北郷）、まちづくり政策課

3. 監査の期間

令和4年5月18日（水）から同年5月24日（火）まで

4. 監査の範囲

令和3年度の配当予算の執行及び財務事務処理（収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等）並びに物品・施設の管理状況等

5. 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、コロナ禍においても住民ニーズに沿った利用しやすい施設になっているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

6. 監査の結果

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類は概ね良好に記録整備されており、所管の事務は概ね適正に執行されていると認められた。事務処理上留意すべき事項で軽易なものについては、監査実施の際、口頭で留意又は改善を要望したので記述を省略する。

また、各自治センターにおいて、コロナ禍の状況でも事業実施に向けて創意工夫をし事業遂行するセンターとそうでないセンターがあり意欲に温度差を感じた。

今後も自治センターは地域住民から親しまれ、最も身近な拠点として、より一層有効に利用されることを切に望むものである。